

「ひょうご北摂の里山を楽しむ30DAYS」実施業務 委託仕様書

1 業務名

令和7年度ひょうご北摂の里山を楽しむ30DAYS実施業務

2 目的

ひょうご北摂は、京阪神からのアクセスに優れ、利便性の高い都市空間から、昔ながらの自然豊かな姿を保つ里山まで、都会と自然のバランスの良さが大きな魅力の地域である。地域内には、歴史的価値のある社寺仏閣や魅力ある観光施設、人々の生活に潤いを与える都市公園、武庫川水系の豊かな水辺空間など多様な地域資源が存在する。

中でも「北摂里山博物館」として、管内34か所でボランティアや地域の人々によって保全活動が展開されている「ひょうご北摂の里山」は、日本の原風景ともいえる景観で、阪神北県民局の重要な地域資源である。

こうした地域特性を活用した地域への誘客事業の実施を通じ、「ひょうご北摂里山」の知名度向上を図り、この地域の「都市と自然がバランスよく共存する」との良好な地域イメージを定着させ、関係人口・交流人口の増加による地域活性化を図ることを目的とする。

(※「ひょうご北摂」は阪神北県民局管内全域を指すものとする)

3 期間

委託契約締結日から令和8年3月31日まで

4 事業費

金2,779,000円以内(消費税及び地方消費税を含む。)

5 業務内容

(1) 業務項目

- ①「ひょうご北摂の里山を楽しむ30DAYS」の統一的な広報の実施
- ②上記①のオープニングイベントとして「ひょうご北摂里山フォトロゲイニング大会(仮称)」の実施
- ③効果分析及び実績報告の実施

(2) 各業務項目の詳細及び留意事項

①「ひょうご北摂の里山を楽しむ30DAYS」の統一的な広報の実施

広報対象者	①阪神北地域エリアに1時間以内で来訪できる者(関係・交流人口の増に繋げる) ②管内の住民(地域への愛着を高める)
広報内容	・令和7年10月実施の県民局管内の里山をテーマにしたイベントや行事を5件以上 ・上記の他に、下記②で10月5日に実施するロゲイニン

	グ大会と10月26日に実施する「ひょうご北摂里山ライド」は必須とする。
広報開始時期	令和7年8月中旬
提案内容	広報内容を対象者に対し、効果的な広報となる提案を行うこと。

- 広報する行事、イベントについては、発注者と協議する。
- 作成したデータは県へ提供すること。
- 広報は、イベントへの誘客だけでなく、ひょうご北摂の里山の魅力の発信となるものとする。
- 効果的な広報のための独自の工夫を提案すること。（例：ロゴ、バナー作成など）

②「ひょうご北摂里山フォトロゲイニング大会(仮称)」の企画運営実施

委託内容	・ひょうご北摂地域を巡るフォトロゲイニング大会を実施するとともに、大会の事務局機能を担うこと。
開催時期	令和7年10月5日(日)
広報開始時期	令和7年7月初旬
必須条件	一般社団法人日本フォトロゲイニング協会（以後、協会とする）公認大会とし、協会の監修を受けること。
広報対象者	①管内の住民（地域への愛着を高める） ②阪神北地域エリアに1時間以内で来訪できる者（関係・交流人口の増に繋げる）

- 開催場所 宝塚市末広中央公園（宝塚市末広78-1）または山本新池公園（宝塚市山本東3-1）をスタートゴール地点とする。
- 競技概要 競技時間は3時間とする。
伊丹市・宝塚市・川西市・三田市・猪名川町のうち、2つ以上の市町を含む範囲で行う。
その他のチェックポイントの位置や数、地図範囲など競技の詳細は協会の監修を受け、発注者と協議の上、決定する。
- 募集定員 150人以上で、実施可能な定員を提案すること。
- 参加費 500円～3000円の間で提案すること。
その際ファミリー層の参加が増えるような金額設定とすること。
（参加費については、事業者が収入し事業費に充てること。）
- その他

- ・受託者は協会と協議の上、本事業を安全に実施するために必要な業務を行うこと。（事務局業務として、募集広報、申込受付、管理、参加費の収受業務、イベント保険の加入、得点集計補助、表彰式進行、必要に応じた誘導や警備が想定され、当日スタッフとして10人程度の手配が必要。詳細は協会と協議すること。）
- ・効果的な広報のため、大会名を3案以上提案すること。

- ・効果的効率的な募集方法を提案すること。
- ・小学校配布用として大会の参加者募集チラシを25,000枚制作すること。
(色紙に白黒印刷でも可)
- ・参加者の満足度を高める工夫を提案すること。(例：参加賞、景品、炊き出し、じゃんけん大会、キッチンカー等)
- ・観光PRによる再訪客の増加や、地域の飲食店の利用等につながる工夫を提案すること。(例：地元の飲食店と連携したポイント設定、特産品を景品として贈呈など)
- ・危機管理マニュアルを作成すること。

③効果分析及び実績報告

(ア) SNSを使った広報の場合

SNS広告を行う場合は、2週間に一回程度効果を分析し、ターゲットの変更等について発注者と協議すること。

(イ) アンケートの実施

本事業で実施する②の来場者に対しアンケートを実施・集計し、広報の効果や大会の満足度、観光施設や飲食店における再訪意向等について分析を行うこと。

なお、アンケート項目は県と協議の上決定すること。また分析結果については、事業実施後2週間以内に簡易版を、1か月以内に詳細版を提出すること。

(ウ) 業務完了報告書の作成

本事業終了後、事業の取り組み状況や来場者数等の実績結果を写真とともに掲載した任意の様式の業務完了報告書を作成し、発注者へ提出すること。本業務で作成した各種報告書等のデータについても、成果物として業務完了報告書に添付すること。

- ・提出形式 紙媒体2部
電子媒体（メールによりデータでの提出可）1部
- ・提出先 兵庫県阪神北県民局地域振興課

6 秘密保持

- (1) 受注者は、本業務により知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、本業務の履行完了後も同様とする。
- (2) 受注者は、本業務に関して県から受領又は閲覧した資料等を、県の許可なく公表又は使用してはならない。
- (3) 受注者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合は、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

7 その他

- (1) 受注者は、本業務の目的を達成するために、委託契約書及び仕様書に基づき業務を行い、常に県と密接な連絡を取りながら、その指示に従うこと。

- (2) 制作物の作成や仮設物の設置等を含む事業実施に必要な許認可等の事務手続きについては、全て受注者が行うこと。
- (3) 第三者の著作物を利用して作成する場合は、第三者の許諾を得ておくこととし、万が一第三者からの権利侵害に関する訴えが生じた場合には、受注者の責において解決するものとし、必要な経費も受注者が負担するものとする。
- (4) 本業務の目的を達成するために、本仕様書に明示されていない事項で必要な業務が生じたとき又は業務内容を変更する必要があるときは、県と協議の上、発注者の指示に従うものとする。
- (5) 本業務の実施に当たり、その内容が契約書及び仕様書に違反したと県が判断した場合は、本業務に係る委託契約の一部又は全部を解除し、受注者に対して委託料を支払わない、若しくは支払った委託料の一部または全部を返還させる場合がある。
- (6) 自然災害や大規模事故等により、発注者の判断で事業の一部又は全部を実施しない場合は、出来高（準備費用等）に基づき契約金額の変更を行う。
- (7) 受注者は、本業務の全部を再委託することはできない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名及び再委託を行う業務の範囲等を記載した再委託の必要性がわかる書面を県に提出し、県の書面による承認を得た場合は、県が承認した範囲の業務を第三者（以下、「承認を得た第三者」という。）に再委託することができる。なお、再委託をする場合は、再委託した業務に伴う承認を得た第三者の行為について、受注者は県に対し、すべての責任を負うものとする。
- (8) 宗教活動や政治活動を目的としたもの、また、公序良俗に反するような提案や法律等に抵触するようなもの、危険が生じるようなものは受け付けない。
- (9) 暴力団排除条例（平成 22 年兵庫県条例第 35 号）を遵守すること。
- (10) 本業務によりえられた成果は、委託者に帰属するものとする。

8 問い合わせ先

兵庫県阪神北県民局県民躍動室地域振興課 中島、半井

〒665-8567 兵庫県宝塚市旭町2-4-15

T E L : 0797-83-3133 FAX : 0797-86-4379

メール : hanshinkkem@pref.hyogo.lg.jp